

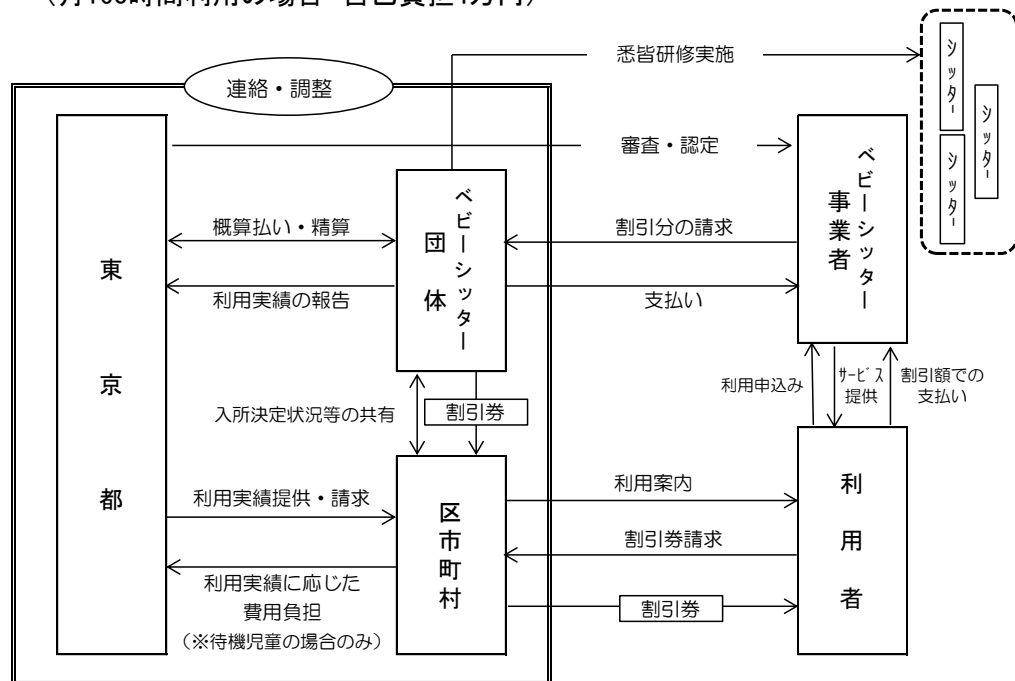
- 保育認定を受けたにもかかわらず、保育所等を利用できず、養育する乳幼児が待機児童となっている保護者 又は 0歳児で保育所等への入所申込みをせず、育児休業を1年間取得した後復職する保護者 が、子が保育所等へ入所するまでの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成する。

- ◆ 対象児童 0～2歳及び区市町村が認める者
- ◆ 所得制限 設定なし（区市町村による）
- ◆ 利用上限 1日上限8時間 月上限160時間
- ◆ 公費負担 月上限305,600円（本人負担 上限4万円）
- ◆ 費用負担 待機児童：都7/8、区市町村1/8 育児休業満了者：都10/10

ベビーシッター事業者連携型

（実施主体：都）

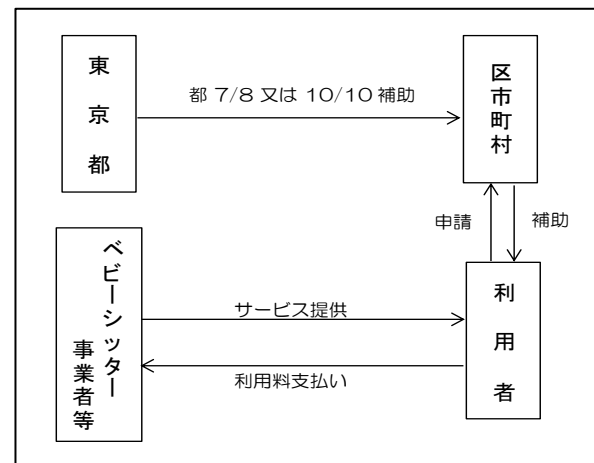
- ベビーシッター団体と協力し、新たな利用支援制度を開始
- 区市町村は、上記要件の範囲内で対象者を設定し、利用案内
- 利用者は、都が審査し認定したベビーシッター事業者の中から選択・利用（月160時間利用の場合 自己負担4万円）



区市町村バウチャー型

（実施主体：区市町村）

- 認可外保育施設利用支援事業(バウチャー)から居宅訪問型保育サービスを切り離し、補助を拡充



（参考）居宅訪問型保育者養成【認可外】

ベビーシッター団体と協力し、事業の担い手となる認可外ベビーシッターを養成